

令和 6 年度 「那覇市進出可能産業調査事業」に係る
業務委託仕様書

1. 業務委託名

令和 6 年度 「那覇市進出可能産業調査事業」

2. 目的

那覇空港・那覇港エリアは、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」においても、世界に開かれた我が国の南の玄関口として、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市としての産業集積を目指すとされ、今後の産業利用が期待されるエリアである。当該エリアを戦略的に利活用することは、那覇市のみならず沖縄県全体にも大きな経済効果をもたらしうる大きなポテンシャルを有しているため、当該エリアを中核として、那覇市・沖縄県がイノベーティブな経済エンジンとして日本経済をも牽引するような、競争力のあるグローバル経済拠点として戦略的に成長するための調査事業を実施する。

3. 委託業務期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 28 日

4. 事業費上限額

9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 実施する業務

主として那覇空港・那覇港エリアの臨空・臨港都市としての産業利用の検討のために、主に以下内容を委託業務として実施する。

(1) 検討委員会の設置・運営（有識者会議）

県内及び国内外の有識者等で構成する検討委員会を設置し、専門的立場からの意見を承って集約し、調査に適切に反映させていくこととする。なお委託事業者は検討委員会の運営（委員会開催に係る諸調整、議事録作成等を含む）を担うこととし、2 回程度開催することとする。

(2) 可能性検討調査

調査にあたっては、これまでに沖縄県内・那覇市内に集積が進んでいる産業分野（情報通信・物流・観光・バイオ関連等）との相乗効果あるいは更なる産業集

積・クラスター化による経済波及効果の拡大可能性を検討することとし、ウォータースタートフロントとしての優位性にも十分に考慮しながら、15～20年後の社会・経済状況を可能な限り具体的に予測しつつ、その未来予測に基づいて、当該エリアの産業利用に関する2つ以上の仮説（シナリオ）を提示し、実現可能性について検証を行う。また、令和5年度に検討した仮説（シナリオ）についても、引き続き検証を継続しブラッシュアップすることとする¹。

なお、仮説策定のプロセス及び手法等については、委託事業者の創意を凝らした効果的な提案によることとする。

(3) ヒアリング調査（国内・海外企業）

当該エリアに対する企業の関心度や進出意欲、潜在需要等の可能性について把握するため、国内及び海外企業等に対するヒアリング調査を実施し、仮説の策定及び検証作業に活用することとする。ヒアリング先は国内・海外併せて10者以上とし、必要に応じてオンラインで実施することとする。

(4) 報告書の作成

検討委員会の議論や提案を適宜取り入れながら、調査内容を取りまとめた報告書を作成する。

6. 成果物

本業務の成果として、以下を納品すること

- 「令和6年度 那覇市進出可能産業調査」報告書： 30部
- 「令和6年度 那覇市進出可能産業調査」報告書概要版： 30部
- 上記及び調査関連データを収めた電子媒体： 一式

7. 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等及び本市個人情報保護条例等を遵守すること。

8. 受託者の責務

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、

¹ 「令和5年度 那覇市進出可能産業調査事業」報告書
<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/kigyouricchi/KSYOU00120240509090827053.html>

作業の円滑化を図ること。

- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

9. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載されている業務内容は、企画提案のために設定したものであり、本契約時の仕様書とは異なる場合がある。また、企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金（以下、「一括交付金」という。）を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は契約終了後であっても求めに対して資料の提出及び説明等に応じること。
- (3) 本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含む。また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、発注者からの照会対応として契約期間終了後 5 年間は整理保存すること。なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義のある場合は、事前に本市に照会すること。受託者が他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。
- (5) 業務成果の帰属等

① 取得財産及び知的財産権の帰属

本件業務で取得した全ての財産は原則、本市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた財産に関する全ての知的財産権は、本市へ帰属する。

② 権利等の処理

第三者の知的財産権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本市は責任を負わない。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

③ 後年度負担

後年度以降に経費が発生する場合、本市は負担しない。

- (6) 本仕様書に定めのない事項は、契約書、那覇市契約規則に従うものとし、その

他疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

10. 手直し

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

以上